

熊野川の総合的な治水対策協議会 規約

(名称)

第1条

この会議は、熊野川の総合的な治水対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条

協議会は、熊野川の河川管理者である近畿地方整備局、三重県、奈良県、和歌山県と、沿川自治体及びダム管理者が、緊密な連携を図りながら、熊野川の一貫した総合的な治水対策を推進することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条

1. 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。
2. 会長は近畿地方整備局河川部長とし、協議会を総括及び招集する。
3. 協議会は必要に応じ、第5条に定める専門部会を設置することができる。

(連絡調整会議)

第4条

1. 協議会に連絡調整会議を置く。
2. 連絡調整会議の委員は、別表2に掲げる者とする。

3. 委員長は、近畿地方整備局河川部河川調査官とし、連絡調整会議を総括及び招集する。
4. 連絡調整会議は、別途実施されるダム操作に関する技術検討会、専門部会での議論や各機関の情報等を共有しながら連携、協働を図りつつ、協議会で検討する全体方針や対策を立案し、協議会へ報告する。

(専門部会)

第5条

1. 専門部会（以下「部会」という。）は、総合的な治水対策を推進するための課題の共有、関係機関が実施する内容の検討等を行う。
2. 構成委員は関係行政機関、事業者等、協議会の承認をもって選任する。

なお、部会には学識者等に助言を求めることができる。

3. 部会には部会長及び部会事務局を設置する。

(事務局)

第6条

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、三重県県土整備部、奈良県県土マネジメント部、和歌山県県土整備部の協力を得て、近畿地方整備局河川部が行う。

(その他)

第7条

1. 本規約の改正は、会長が協議会に諮って行う。

2. この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、
会長が協議会の委員に諮って定める。

附則

この規約の施行日は、平成 24 年 7 月 2 日とする。

平成 24 年 12 月 20 日改正

平成 25 年 7 月 2 日改正

平成 26 年 7 月 25 日改正

平成 27 年 7 月 3 日改正

平成 27 年 11 月 11 日改正

平成 29 年 6 月 1 日改正

平成 30 年 11 月 30 日改正

令和 2 年 6 月 12 日改正

令和 3 年 12 月 23 日改正

令和 5 年 1 月 18 日改正

別表 1

近畿地方整備局	河川部	河川部長 紀南河川国道事務所長 紀の川ダム統合管理事務所長 紀伊山系砂防事務所長
三重県		県土整備部長
奈良県		県土マネジメント部長
和歌山県		県土整備部長
関西電力(株)		再生可能エネルギー事業本部副事業本部長
電源開発(株)西日本支店		支店長
十津川・熊野川沿川自治体		天川村長 五條市長 野迫川村長 十津川村長 田辺市長 新宮市長 熊野市長 紀宝町長
北山川沿川自治体		上北山村長 下北山村長 北山村長

別表 2

近畿地方整備局河川部

河川調査官

河川計画課長

河川管理課長

紀南河川国道事務所副所長

紀の川ダム統合管理事務所

防災情報課長

紀伊山系砂防事務所副所長

三重県県土整備部

河川課長

奈良県県土マネジメント部

河川整備課長

和歌山県県土整備部

河川課長

関西電力(株)

再生可能エネルギー事業本部

保安グループマネジャー

電源開発(株)西日本支店

支店長代理

天川村

産業建設課長

五條市

危機管理監

野迫川村	建設課長
十津川村	建設課長
田辺市	建設部長
新宮市	企画政策部長
熊野市	建設課長
紀宝町	基盤整備課長
上北山村	建設課長
下北山村	農林建設課長
北山村	産業建設課長